

2014年9月通常会議 議案と請願不採択に対する反対討論

2014年9月22日

岸本 典子

私は日本共産党大津市議員団を代表いたしまして、

[議案第125号](#) 平成26年度大津市一般会計補正予算（第3号）について、

[議案第129号](#) 平成26年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、

[議案第147号](#) 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、

[議案第148号](#) 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

及び

[請願第5号](#) 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求めることについて、

[請願第6号](#) 憲法違反の集団的自衛権の行使容認についての閣議決定を撤回することを求める意見書の提出を求めることについて、

[請願第7号](#) 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出を求めることについて

の議案4件、請願3件について、委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第125号 平成26年度大津市一般会計補正予算（第3号）についてです。

予防接種の定期接種化推進経費やスクールカウンセラーの活動時間の追加、介護施設への消防設備整備費の補助など、市民生活を支える予算が計上されたことは大いに評価するものですが、人事給与構造改革推進費の追加補正は、職員にアンケート調査を行うためとされておりますが、アンケート内容も未確定であり、人件費抑制の下で人事給与改革を進めようとするもので、反対するものです。

また、電子市役所推進事業費は、いわゆるマイナンバー制度導入に向けてのコンピュータシステム改修費が計上されています。マイナンバー制度は、利便性の向上とされていますが、税の徴収強化や社会保障の給付制限などに用いられる危険があります。また、特定個人情報の提供を原則禁止としながら、一方でその他政令で定める公益上の必要があるときに提供できるとして、国が国民の管理統制を行う危険、情報漏えいのおそれもあります。このような、国民のプライバシーの侵害につながる番号制度の導入に関わる予算に対して反対をします。

また、債務負担行為が設定されておりますコールセンター設置事業は、市役所への問い合わせを委託された民間業者が、あらかじめ想定された質問に答えることで、職員の負担を軽減させて、ひいては市民サービスにつながるとされておりますが、市民から寄せられるのは、苦情、相談、要望など様々で、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映でき、本来の市民サービスにつながると考えるもので、民間に委託する予算に反対します。

なお、平野市民センター改築事業費は、長年地域の方々が切望されている事業として、推進されることには賛成するものではありませんが、膳所駅を中心とした地域整備として、土地利用を含む将来

的な地域の全体構想を具体的に示して事業を推進することも指摘しておきたいと思います。

以上の諸点を指摘して、本補正予算に反対するものです。

次に、議案第 129 号 平成 26 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

広域連合からの補助金を受けて収納対策のための嘱託職員を雇用するための補正予算ではありませんが、昨年から今年にかけて年金が大幅に引き下げられ、今年度は保険料が 5.9%も引き上げられるなど、滞納の原因はこうした高齢者への重い負担が原因であり、本補正には反対です。

次に、議案第 147 号、第 148 号は、来年度本格実施となる子ども・子育て支援新制度関連で、今後整備されようとするさまざまな保育施設や保育事業について、職員の配置基準や保育士資格の有無、給食設備や避難設備の仕様などを定めるものです。

国が示す施設の基準モデルでは、何類型もある保育施設と事業において、保育士資格の有無なども明らかな格差を設けており、国の狙いは需要の高まる子どもの保育を企業がもうけを追求する市場として開放していくというものです。既にフランチャイズで保育事業を全国展開しているある企業は、初期投資が少なく利益率が高い、仕入れの必要がなく、事業を行う上で非常にリスクとなる在庫を抱える心配がないなどと、全国にオーナーを呼びかけているのを見ても、子どもの最善の利益という公的保育制度の根幹を壊すもので、これまで大津市が積み上げてきた保育の質を後退させることなく、子どもの人権を保障するためには、安易に低い施設整備を可能とするべきではありません。

また、議案第 147 号は、幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準を定めるものですが、食事の外部搬入を可能としています。現在市内の認定こども園では、子どもの食の安全、食育の観点から、全ての自園調理が提供されており、一般質問では、今後も外部搬入をする可能性は低いと答弁されていますが、その担保はありません。食の安全を確保するために、自園給食を原則とすべきであり、この議案には反対します。

議案第 148 号は、家庭的保育事業等の設備と運営の基準を定めるものでありますが、このうち小規模保育事業の職員について、保育士の資格がなくても直接保育に関わることができるようにするものです。保育において子どもの死亡事故の原因に、職員の保育の知識や経験不足が上げられています。子どもの命に関わる職員は全員保育士に限定すべきです。よって、この議案に反対します。

次に、請願第 5 号 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発 3 号機、4 号機及び大飯原発 3 号機、4 号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求めることについてです。

九州川内原発 1、2 号機の運転開始に向けた動きが強まっています。原子力規制委員会は、新規制基準に基づく審査合格を決定しましたが、この審査過程の中で明らかになったのは、規制委員会が判断する規制基準に適合とは、安全性を保障するものではないということ、さらに策定された避難計画は絵に描いた餅で、審査の対象となっていないことなどです。

川内原発の次に再稼働の対象と想定される大飯、高浜原発に隣接する滋賀県では、UPZ 区域の長浜市と高島市の 5 万 7,000 人を避難させるために 5,000 台のバスが必要ですが、大津市民にも影響の及ぶ大きな問題となります。このような避難計画に実効性がないのは誰の目にも明らかです。

5月21日、福井地裁は、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決を下しました。判決では、人格権は最も尊い権利とした上で、大事故が起こったら、時とともに事故の被害は拡大し続けること、地震大国の日本において、安全神話が根拠のない楽観的見通しにしかすぎないことと指摘し、国民の安全よりもコストを優先する考え方をきっぱりと退け、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活することが国富だと、国の富とは何かについて深い考察を示しました。この判決文は現在、英語、フランス語、韓国語など様々に翻訳をされ、原発のない世界へと広がっています。

原発事故を身をもって経験した我々に求められているのは、輸出のように原発政策の拡大ではなく、原発のない世界に向けてリードしていくことではないでしょうか。よって、大飯原発、高浜原発の再稼働中止を求める意見書の提出を求める本請願第5号を採択すべきです。

次に、請願第6号 憲法違反の集団的自衛権の行使容認についての閣議決定を撤回することを求める意見書の提出を求めることについてです。

安倍政権は、十分な国会審議も国民の声を聞くこともなく憲法第9条の解釈を180度転換する集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。安倍首相は、新3要件が戦争の明確な歯止めになると言いますが、わが国が武力攻撃を受けた場合と同様な、深刻、重大な被害とはどのようなことかという国会質問に、横畠内閣法制局長官は、定型的、類型的に答えるのは困難であり、政府が客観的、合理的に判断すると述べ、政府による恣意的な判断の可能性を認めています。

また、自衛隊はアフガンやイラクのような戦闘に参加しない、これまでと何も変わらないと安倍首相は繰り返し述べていますが、中東ホルムズ海峡の機雷封鎖による経済的影響も勘案すると答弁し、エネルギー供給が理由でも武力行使を可能とする明らかな解釈改憲です。個別的自衛権の拡大などという言いわけは全く通用しません。さらに、国民にはこれまでと何も変わらないと言いながら、オーストラリアの連邦議会の演説では、日本は安全保障の法的基盤を一新しようとしているとアピールするなど、国民を欺く二枚舌政治は、断じて許されるものではありません。

国民の過半数が集団的自衛権を行使することに対して反対し、地方議会でも次々に反対の意見書や請願が採択されています。この大津市議会でも、先の6月通常会議において、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認を行わないことを求める意見書案が3会派の共同提案で提出され、多数をもって採択されました。にもかかわらず、わずか11回、合計約13時間の与党協議で国民に信を問うこともなく閣議決定を行うことに対し、大津市議会として、あらためて閣議決定の撤回を求めるべきです。

日本国際ボランティアセンターは声明を発表し、アフガニスタンにおいて、日本が最も信頼される国とみなされるようになったのは、先進主要国のほとんどがアフガニスタン本土に軍を派遣する中、日本だけが、反政府武装勢力にも住民にも銃を向けることがなかったから、これは他国にできない日本の独自性であり、第2次世界大戦以降、およそ70年間をかけて築き上げてきた資産や信頼であると訴え、政府の議論に欠けているのは、失うものの大きさに対する認識だと指摘をしています。

安倍首相は抑止力を声高に強調していますが、日本が海外で他国民に銃を向けるようになったら、世界から日本に寄せられてきたこれまでの信頼が憎悪に変わり、日本もアメリカと同様にテロの対象とされ、失うものは余りにも大きいと考えます。

よって、集団的自衛権の行使容認についての閣議決定を撤回することを求める意見書の提出を求

める本請願第6号を採択すべき考えます。

最後に、請願第7号 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出を求めることについてです。

政府は成長戦略の名のもとに、働く者の雇用を脅かすような労働者保護ルールの改悪を、いま行おうとしています。

臨時国会に提出が予定されている労働者派遣法改悪は、企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則1年間、最長でも3年間に制限されていたのを、延長を認めると同時に、労働者を3年で取りかえるだけで、永久に派遣労働者を使い続けることができるようになります。派遣労働者は仕事があるときだけ雇用契約が結ばれるなど、3年経過すれば直接雇用になるという、わずかにあった正社員への道も閉ざされることとなります。

さらに、ホワイトカラーエグゼンプションでは、自由度の高い働き方というのは名ばかりで、休日出勤手当や8時間労働制をなくす制度です。また、限定正社員制度は職務、勤務地、労働時間のいずれかを限定される正社員で、賃金は6割から7割程度となり、工場のラインを廃止するなどの理由でさえ、簡単に解雇されてしまう危険が潜んでいます。解雇の金銭解決制度の導入も、違法な解雇であってもお金さえ払えばよしとされ、住宅や教育のローン返済など将来設計すら立てられず、労働者は職場に戻れなくなってしまいます。

日本の労働者の賃金は1997年をピークに減り続け、平均で年収が70万円も減りましたが、この同時期に、派遣法など労働法制の規制緩和が繰り返されてきました。一般質問の中で、稼働年齢層の生活保護受給者の増加、子どもの貧困が指摘され、意見書案では奨学金の充実が提案されていますが、不安定雇用の増加は労働者全体の賃金を引き下げるとともに、若者の夢と希望も奪います。これらの労働法が改悪されれば、これまで以上に労働者は、正規職員の道を閉ざされ、ブラック企業であっても派遣で働き続け、違法な首切りを恐れて何も言えない。職業を持つ人の9割が雇用労働者であります。この働く者の犠牲の上に成長戦略を描くようなことは、決して許されるべきではありません。

よって、雇用の安定と労働者保護ルールの改悪反対を求める請願第7号に皆さんの賛同をお願いして、委員長報告に対する反対討論といたします。